

クリスタ長堀株式会社

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第8条第1項第1号から第4号に掲げる事項

- 1 当該法人を通じて達成しようとする本市の行政目的の内容
本市が当該法人のために負担している当該法人に対する金融機関の貸金債権の損失補償債務に係る債権の発生を回避すること。(大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第4条第1号ア(ア)に該当)
- 2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の行政目的を達成することが困難である理由
当該法人は、本市の損失補償債務に係る金融機関の貸金債権の債務者であるため。
- 3 1の行政目的を達成するために当該法人に求める役割
本市の損失補償債務に係る当該法人に対する金融機関の貸金債権が回収不能とならないよう健全な財務運営を図り、当該貸金債権に係る債務を着実に履行すること。
- 4 当該法人に3の役割を果たさせる上で本市が当該法人の事業経営の指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業経営に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由
 - (1) 当該法人の事業経営の指導及び調整の必要性
当該法人は、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停を経て再建中の法人であり、本市が当該法人のために負担している多額の損失補償債務は本市にとって大きな財務リスクであることから、当該法人の再建が着実に果たされているかを厳重に監視監督する必要がある。
 - (2) 監理という手法の比較優位性
当該法人の再建が着実に果たされているかを監視監督するためには、株主としての支配権を通じて、財務の健全性など当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。